

「スポーツ・健康まちづくり」優良自治体表彰制度について  
(誤解を生じやすい点についての補足)

スポーツ庁参事官 (地域振興担当)

**【補足：表彰の対象について】**

本表彰制度の対象は、オリンピック・パラリンピック競技大会後に新たに行おうとしといるスポーツ・健康まちづくりの取組です。

ただし、大会後にスポーツ・健康まちづくりの全く新たな取組を一から行うものでなくても、既に行っている関連する取組をベースに、今後の新たなスポーツ・健康まちづくりの取組を加えて拡大発展させていくものであっても構いません。

大事なことは、スポーツ・健康まちづくりの取組を、大会のスポーツ・レガシーとして、将来にわたって継続し地域に定着させることです。